

## 医療福祉費支給制度(マル福)の茨城県の制度変更による対象者の拡大について

### 1. 制度の概要について

医療福祉費支給制度（マル福）については、対象者が医療機関にかかった場合、一部負担金を公費で助成する制度です。

対象者は、小児、妊産婦、ひとり親、重度心身障害者となります。

当該制度は、茨城県の制度を基礎とし、茨城県の制度の対象外で助成が必要であると判断される対象を笠間市単独事業において補完する構造となっております。

### 2. 茨城県制度変更の概要について

少子化対策の充実のため、平成30年10月から小児に対しての医療費助成制度の入院の対象年齢が拡大となります。

※茨城県制度対象（県負担1/2、市負担1/2）、市単独事業（市負担1/1）

#### (1) 現行

外来について 0歳から12歳(小学6年生)まで→茨城県制度対象  
13歳から15歳(中学3年生)まで→市単独事業対象

入院について 0歳から15歳(中学3年生)まで→茨城県制度対象

#### (2) 平成30年10月から

外来について 0歳から12歳(小学6年生)まで→茨城県制度対象  
13歳から15歳(中学3年生)まで→市単独事業

入院について 0歳から18歳(高校3年生)まで→茨城県対象事業

時期	区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳
現行	外来	茨城県制度対象												市単独事業						
	入院	茨城県制度対象																		
平成30年 10月～	外来	茨城県制度対象												市単独事業						
	入院	茨城県制度対象															高校生拡大部分			

高校生拡大部分

### 3. 笠間市における制度改正による追加費用負担について

高校生の入院分を拡大した場合（平成30年度は10月から実施のため5カ月分該当）

扶助費見込額 1,481千円、うち県負担(1/2)741千円

対象者数 約2,203人

※1年間当たり扶助費見込額 3,555千円、うち県負担(1/2)1,777千円

### 4. 条例改正について

「笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例」を6月第2回定例会に上程します。